

## 宮若市農地利用最適化推進委員募集要領

### 1 募集人数

15人 別表の地区ごとに募集します。

(別表)

地区	委員数
太蔵、上大隈、桐野、脇野、千石、生見、如来田、所田、長井鶴	1人
本城、龍徳、鶴田、磯光、日陽	2人
四郎丸、飯之倉、芹田、下有木、上有木、倉久、内山	2人
福丸、金生、向田、原田、水原、金丸	2人
浅ヶ谷、畑、野中、小原、里、沼口	3人
小伏、脇田、湯原、乙野、下	2人
日吉	1人
黒丸、宮永、稲光、平、高野、竹原、黒目	2人

### 2 任用期間

農業委員会が委嘱した日（令和3年8月10日以降）から令和6年8月9日まで

### 3 身分

宮若市の特別職の非常勤職員

### 4 職務内容

担当する区域で、農業委員と連携し、農地等の利用の最適化の推進に向けて主に次のようなことを行います。

(1) 農地の権利移動や転用等の審議及び決定に関する助言、及びこれらに関連する現地調査

※総会における議決権は有しません。

(2) 担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等に伴う現地調査、指導及び監視業務等

(3) 農家からの相談対応及び農家への助言・指導

### 5 委員報酬

年額 250,000円

## 6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者として、次の項目のいずれにも該当する者として、

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと

## 7 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要な事項を記入の上、(2)の添付書類を添えて、持参または郵送により宮若市農業委員会事務局までご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

### (1) 提出書類

農業者等（個人）が推薦する場合	様式第1号
農業者等（法人又は団体）が推薦する場合	様式第2号
応募する場合	様式第3号

※上記の書類については、宮若市農業委員会事務局の窓口を設置しています。

また、宮若市のホームページからもダウンロードできます。

### (2) 添付書類

推薦を受ける者又は応募者の住民票（発行後3箇月以内のもの）

### (3) 提出先

提出書類は、郵送又は持参により、下記問い合わせ先へ提出してください。

### (4) 受付期間

令和3年2月15日（月）から令和3年3月15日（月）まで

【期限内必着】

※持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

## 8 選任方法

宮若市農業委員候補者評価委員会が、推薦を受ける者及び応募者の評価を行い、農業委員会に報告します。（必要に応じて面接を行うことがあります。）

農業委員会は、同委員会の意見を参考に推進委員候補者の選定を行い、新体制の農業委員会総会で推進委員を決定します。

なお、選任結果は、推薦をする者並びに推薦を受ける者及び応募者の全員に文書で通知します。

## 9 情報の公表

受付期間の中間及び期間終了後に、宮若市のホームページで以下の内容を公表します。

- (1) 推薦又は応募する区域
- (2) 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- (4) 推薦を受けるもの又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦をする者が推薦を受ける者を宮若市農業委員会委員に推薦しているか否かの別、又は応募する者が宮若市農業委員会委員についても応募しているか否かの別
- (6) 推薦を受ける者及び応募者の数

## 10 問い合わせ先・提出先

宮若市農業委員会事務局（宮若市役所2階）  
〒823-0011 宮若市宮田29番地1  
電話 0949-32-3553